

(介護予防)訪問リハビリテーション アメニティ国分

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 4671201855

令和6年5月1日 作成

1. 事業主体概要

事業 者	医療法人 春成会	
代 表 者 名	理事長 加倉 瑞子	
所 在 地	鹿児島県霧島市国分中央三丁目19番15号	
そ の 他 の 法 人 関 連 事 業 所	鶴木医院 介護老人保健施設アメニティ国分 通所リハビリテーションアメニティ国分 ヘルパーステーションアメニティ国分 生活支援ハウスアメニティ国分	居宅介護支援事業所うのき 霧島市地域包括支援センター国分北支所 うのきデイサービス 小規模多機能ホームうのき グループホームうのき

2. 事業所概要

名 称	訪問リハビリテーションアメニティ国分
管 理 者	加倉 瑞子(医師)
開 設 年 月 日	令和3年5月1日
介護保険事業所番号	4671201855
所 在 地	〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久361番地1 (電話) 0995-64-0666 (FAX) 0995-45-4515
通常の事業の実施地域	霧島市(国分・隼人地区) その他の地域は要相談。
目的及び運営方針	要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある方のご自宅を訪問して理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことで、その方の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けることをを目的とします。 ① 専門性を生かしたサービス提供を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。 ② 診療に基づく医学的管理の下、在宅生活継続に必要なリハビリテーションを提供します。 ③ 訪問リハビリテーションを通じ、利用者の生活機能の維持または向上を図ります。 ④ サービスの実施にあたっては関連機関・関係市町村と連携し、総合的なサービス提供に心掛けます。

3. 職員体制

職 種	人 員 数	備 考
管 理 者	1 名	医師
リ ハ ビ リ 専 門 職	1 名以上	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

4. 営業日及び営業時間

- *営業日 月曜日から土曜日 (12月31日から1月2日は休業となります。)
- *営業時間 午前8時30分から午後17時30分まで

5. 提供するサービスの概要と利用料

1) 提供するサービスの概要(別紙1あり)

(介護予防)訪問リハビリテーションでは、

- ①要介護者(介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画を基に作成した(介護予防)訪問リハビリテーション計画書に沿って、利用者の要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態)の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションを行います。
- ②サービス提供にあたっては、利用者の主治医による3月に1度の診療情報提供及び当施設の医師の診療・指示のもと、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーション専門スタッフが(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成し、その計画書に基づいてリハビリテーションを提供します。作成に際し、利用者、保証人(家族代表)の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくことになります。

2) 提供するサービスの利用料(別紙2あり)

(介護予防)訪問リハビリテーションは、実際に行った時間ではなく、(介護予防)訪問リハビリテーション計画に定められた内容を行うのに要する標準的な時間(準備、記録等含む)で算定します。

介護保険から給付サービスを利用する場合、原則、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合率を乗じた金額になります。また、給付の範囲を超えたサービスは全額、利用者負担となります。

《訪問リハビリテーション》

①基本料金 (1割負担の場合)

訪問リハビリテーション費	308円/20分	1週につき6回を限度
サービス提供体制強化加算 I	6円/20分	勤続年数7年以上の理学療法士等が1名以上在籍しているとき

②加算等(実施のとき)(1割負担の場合)

退院時共同指導加算	600円/回 (退院時1回のみ)	訪問リハ事業所医師もしくは理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(厚生労働大臣が定める基準あり)を行なった場合
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	退院・退所・介護保険認定日から3ヶ月以内の期間に実施した場合 (但し、おおむね2回/週以上、1日あたり20分以上実施)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	認知症を有し、専門医等からリハビリによってその改善が見込まれると判断されたもので、退院・退所日または訪問開始日から3ヶ月以内の期間に実施した場合 (但し、おおむね2日/週を限度)
リハビリテーションマネジメント加算2	213円/月	リハビリテーション会議の実施、医師によるリハビリ計画の説明、理学療法士等による居宅介護支援事業者への情報提供及び家族等への指導、LIFEを用いた情報提供等、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
リハビリテーションマネジメント加算3	270円/月	訪問リハビリテーション計画について、事業所医師が利用者又はその家族に説明し同意を得た場合
移行支援加算	17円/日	評価対象期間において、利用者の社会参加等を支援し、その割合が一定以上と認められた場合、翌1年間に算定

《介護予防訪問リハビリテーション》

①基本料金 (1割負担の場合)

介護予防訪問リハビリテーション費	298円/20分	1週につき6回を限度
サービス提供体制強化加算	6円/20分	勤続年数7年以上の理学療法士等が1名以上在籍している場合

②加算等(実施のとき)(1割負担の場合)

退院時共同指導加算	600円/回 (退院時1回のみ)	訪問リハ事業所医師もしくは理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(厚生労働大臣が定める基準あり)を行なった場合
介護予防 短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	退院・退所・介護保険認定日から3ヶ月以内に、1週につき概ね2回実施の場合 (1ヶ月以内は1日あたり40分以上、1ヵ月超3ヶ月以内は1日あたり20分以上実施)

③減算等(対象のとき)(1割負担の場合)

予防訪問リハ12月超減算	△30円/回	利用開始日の属する月から12月を超えた場合、以降の月から減算となる ※厚生労働大臣が定める要件を満たせば減算なし
--------------	--------	---

3) その他の利用料

①交通費…実施地域内での交通費の請求はありません。

②事業所の概要に定める通常の事業実施地域を越えて(介護予防)訪問リハビリテーションを行う場合は、交通費として実費相当額を徴収する場合があります。

③キャンセル料…(度重なる)事前連絡なしのキャンセルや時間直前のキャンセル通知の際は、キャンセル料を徴収させていただく場合があります。※当日訪問時間の30分前までに連絡をいただいた場合はキャンセル料は不要です。

※当日、訪問リハビスタスタッフが訪問して留守の場合…訪問リハビリテーション費の10割相当額を請求致します。

④前項②および③の費用の支払を受ける場合には、利用者又は保証人(家族代表)に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることと致します。

4) 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供毎に計算し、利用月毎の合計金額により請求致します。 イ 請求書は利用月の翌月15日に発行し、以降のサービス提供日に利用明細を添えてお渡し致します。
利用料、その他の費用の支払	ア 口座振り込み・口座引き落とし・担当者への手渡し・窓口でのお支払い等があります。 いずれかの方法を選択いただいたのち、必要な手続きをお願いする場合があります。 方法によっては手数料が発生する場合があります。ご了承ください。 イ お支払いいただきますと、領収書を発行致しますので、必ず保管をお願いします。

6. 職員へのハラスメント等について

適切なリハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職員に対する暴言・暴力・ハラスメント等の著しい迷惑行為は固くお断りします。それによりサービスの中断や契約を解除する場合があります。ご協力をお願いします。

7. 記録の取り扱い

- ①当事業所は、(介護予防)訪問リハビリテーション提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- ②当事業所は、利用者が記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- ③当事業所は、保証人(家族代表)が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が保証人(家族代表)に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他や利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- ④前項は、当事業所が保証人(家族代表)に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- ⑤当事業所は、利用者及び保証人(家族代表)以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

8. 契約とその解除について

(利用者からの解除)

- ①利用者は、当事業所に対し、サービス提供終了の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく(介護予防)訪問リハビリテーション利用を解除することができます。
なお、この場合、利用者及び保証人(家族代表)は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。
- ②保証人(家族代表)も前項と同様に(介護予防)訪問リハビリテーション利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当事業所からの解除)

当事業所は、利用者及び保証人(家族代表)に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく(介護予防)訪問リハビリテーション利用を解除することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画が作成されている場合においては、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所で適切な(介護予防)訪問リハビリテーションの提供が困難であると判断された場合
- ④利用者及び保証人(家族代表)が、本重要事項説明書に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当事業所の職員等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥当事業所が新たな保証人(家族代表)を立てることを求めたにもかかわらず、新たな保証人(家族代表)を立てない場合
但し、利用者が新たな保証人(家族代表)を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦天災、災害、その他やむを得ない理由により、当事業所によるサービス提供が困難になった場合

9. 秘密の保持と個人情報の保護について(別紙3あり)

1 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人(家族代表)およびその他の家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおりと定め、適切に取り扱います。又正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

10. 利用契約に定めのない事項

この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人(家族代表)と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

11. 苦情・相談

当事業所は提供した(介護予防)訪問リハビリテーション事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとします。

事業所苦情相談窓口	訪問リハビリテーションアムニティ国分 理学療法士 轟木 秀信 住 所 霧島市国分重久361番地1 Tel 0995-64-0666 Fax 0995-45-4515
法人苦情相談窓口	介護老人保健施設アムニティ国分 (併設介護老人保健施設) 施設長 加倉 瑞子 住 所 霧島市国分重久361番地1 Tel 0995-64-0666 Fax 0995-45-4515
行政機関 その他 苦情受付機関	鹿児島県保健福祉部介護保健室 住 所 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel 099-286-2674 鹿児島県国民健康保険団体連合会 住 所 鹿児島市鴨池新町7番4号 Tel 099-213-5122 鹿児島県社会福祉協議会 住 所 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 Tel 099-257-3855 霧島市地域包括支援センター 住 所 霧島市国分中央3丁目9番20号 Tel 0995-48-7979 霧島市役所 長寿介護課 介護給付グループ 住 所 霧島市国分中央3丁目45番1号 Tel 0995-64-0995

12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の心身の状態が急変した場合は、速やかに保証人(家族代表)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所への連絡を行なう等、必要な措置を講じるとともに、緊急時連絡先となるご家族様にも連絡します。

緊急時連絡先 となる家族	氏 名	(続柄:)
	住 所	
	電 話 番 号	

13. 事故発生時の対応

- 当事業所は、サービス提供等により事故が発生した場合、市町村、利用者家族、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等への連絡を行なうとともに、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 施設医師の医学的判断により、専門な医学的対応が必要と判断した場合、利用者の主治医、又は他の専門機関での診察を依頼します。
- 前2項のほか、当事業所は利用者や保証人、または保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

当事業所は、本書面及び関係資料に基づいて利用者及び保証人(家族代表)へ、
上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションアムニティ国分

説明者氏名

印

(介護予防)訪問リハビリテーションサービス利用同意書
兼 サービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書
並びに 個人情報利用に関する同意書

令和 年 月 日

訪問リハビリテーション アメニティ国分
管理者 加倉瑞子 殿

訪問リハビリテーションアメニティ国分の(介護予防)訪問リハビリテーションサービスを利用するにあたり、本重要事項説明書に基づき、各種の重要事項とそれらに関する利用者負担について、担当者による説明を受けました。
その内容を十分に理解し、(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの対価として事業所の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。
併せて、別紙3の通り、秘密保持と個人情報の保護についての説明を受け、その内容を十分に理解したので、これに同意します。

記

- 1. 訪問リハビリテーションアメニティ国分の諸規程を守り、職員の指示に従います。
- 2. 使用料等の費用の支払いについては、訪問リハビリテーションアメニティ国分に対し一切迷惑をかけません。

以上

利用者	フリガナ		生年月日	大正 年 月 日 (歳)			
	氏 名	印		昭和 年 月 日 (歳)			
	住所	〒 霧島市					
	電話番号		携帯電話番号				
保証人 (家族代表)	フリガナ		生年月日	大正 年 月 日 (歳)			
	氏 名	印		昭和 平成 年 月 日 (歳)			
	住所	〒			続 柄		
	電話番号		携帯電話番号				

(介護予防) 訪問リハビリテーションサービスについて

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

利用申込みにあたり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防) 訪問リハビリテーションについての概要

(介護予防) 訪問リハビリテーションについては、要介護者(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に沿って、利用者の要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションを行います。

サービス提供にあたっては、利用者の主治医による 3 月に 1 度の診療情報提供及び当施設の医師の診療に基づく指示のもと、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーション専門スタッフが(介護予防) 訪問リハビリテーション計画を作成致しますが、その際、利用者、保証人(家族代表)の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくことになります。

3. 利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合、原則、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合額を乗じた金額になります。また、給付の範囲を超えたサービスは全額、利用者のご負担となります。(詳細は別紙 2 の通り)

支払方法

お支払方法は、口座振り込み・口座引き落とし・担当者への手渡し・介護老人保健施設アメリ国分の窓口でのお支払い等があります。いずれかの方法を選択いただき、各種手続きをお願いします。支払い方法によっては手数料等が別途、発生する場合があります。ご了承ください。

毎月 15 日以降のご利用日に前月分のご請求金額をお知らせ致します。

4. サービス利用時の留意事項

- ・職員に対する利用料金以外の金銭の授与や贈り物等をご遠慮ください。
- ・居室内でペット等を飼われている場合は、サービス提供中のご配慮をお願い致します。
- ・提供するサービスの特性上、自宅各所での活動を伴うことがあります。貴重品は事前に保管しておいてください。
- ・利用者及び同居家族に感染症(新型コロナウイルス・インフルエンザ・嘔吐下痢症等)の疑いがある場合、利用当日に 37.0℃以上の発熱がある場合、感染症が流行している地域の方との接触があつた場合等にはサービス提供を調整させていただくことがあります。ご利用時間の 30 分前までにご連絡ください。
- ・利用中の写真・動画等の撮影や SNS への投稿については原則、お断りさせていただきます。必要時は職員にご相談ください。

(介護予防) 訪問リハビリテーション 利用料金表 (令和6年6月1日より)

《訪問リハビリテーション》

①基本料金 (下記は1割負担の場合です。他の負担割合の場合はそれぞれの割合を乗じた額となります)	
訪問リハビリテーション費	308 円/20分 1週につき6回を限度
サービス提供体制強化加算	6 円/20分 勤続年数7年以上の理学療法士等が1名以上在籍しているとき
②その他の加算等 (下記は1割負担の場合です。他の負担割合の場合はそれぞれの割合を乗じた額となります)	
リハビリテーションマネジメント加算2	213 円/月 リハビリテーション会議の実施、理学療法士等によるリハビリ計画の説明、理学療法士等による居宅介護支援事業者への情報提供及び家族等への指導等厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
リハビリテーションマネジメント加算3	270 円/月 事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合
退院時共同指導加算	600 円/回 訪問リハ事業所医師もしくは理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導 (厚生労働大臣が定める基準あり) を行なった場合
短期集中リハビリテーション実施加算	200 円/日 退院・退所・介護保険認定日から3月以内の期間に実施のとき (但し、1週につき概ね2回以上、1日あたり20分以上実施)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円/日 認知症を有し、専門医等からリハビリによってその改善が見込まれると判断されたもので、退院・退所日または訪問開始日から3月以内に実施したとき (但し、1週につき概ね2日を限度とする)
移行支援加算	17 円/日 評価対象期間において、利用者の社会参加等を支援し、その割合が一定以上と認められた場合、翌1年間に算定。

《介護予防訪問リハビリテーション》

①基本料金 (下記は1割負担の場合です。他の負担割合の場合はそれぞれの割合を乗じた額となります)	
介護予防訪問リハビリテーション費	298 円/20分 1週につき6回を限度。
サービス提供体制強化加算	6 円/20分 勤続年数7年以上の理学療法士等が1名以上在籍しているとき
②その他の加算等 (下記は1割負担の場合です。他の負担割合の場合はそれぞれの割合を乗じた額となります)	
退院時共同指導加算	600 円/回 訪問リハ事業所医師もしくは理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導 (厚生労働大臣が定める基準あり) を行なった場合
介護予防短期集中リハビリテーション実施加算	200 円/日 退院・退所・介護保険認定日から3月以内の期間に実施のとき (但し、1週につき概ね2回以上、1日あたり20分以上実施)
③減算等 (下記は1割負担の場合です。他の負担割合の場合はそれぞれの割合を乗じた額となります)	
予防訪問リハ12月超減算	△30 円/回 利用開始日の属する月から12月超以降、減算 (但し、厚生労働大臣が定める基準を満たせば減算なし)

《その他》

※交通費：通常の実施地域 (霧島市国分・隼人地区) 以外の実費相当額を徴収する場合があります。

※営業日は月曜日から土曜日。祝祭日もご利用いただけます。ただし、12月31日～1月2日は除く。

秘密保持と個人情報の保護について

(介護予防) 訪問リハビリテーションアメニティ国分では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報(家族を含む)について、利用目的を以下の通り定め、関係法令を遵守し利用致します。

※個人情報(家族を含む)の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。個人情報(家族を含む)を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録致します。

※学会、研究会等での事例研究発表時は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守致します。

※利用目的のうち、同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。

※同意事項内容は、いつでも変更可能です。下記担当者へお申し出下さい。

住 所 鹿児島県霧島市国分重久 361 番地 1 (〒899-4301)
電 話 0995-64-0666 (月曜日～土曜日 8:30～17:30)
担 当 者 轟木秀信・山崎正博

— 個人情報の利用とその目的について —

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔訪問リハビリテーション内部での利用目的〕

- ①当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - (1) 利用等の管理
 - (2) 会計・経理
 - (3) 事故等の報告
 - (4) 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

④当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

- (1) 利用者に居宅サービス（介護予防サービス）を提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- (2) 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (3) 検体検査業務の委託その他の業務委託
- (4) 家族等への心身の状況説明

⑤介護保険事務のうち

- (1) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (2) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

⑥損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

⑦当事業所の管理運営業務のうち

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 当事業所において行われる学生の実習への協力
- (3) 当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

⑧当事業所の管理運営業務のうち

- (1) 外部監査機関への情報提供

〔ホームページや法人施設内等への写真掲載に係る利用目的〕

⑨介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち

- (1) 利用者の写真の掲載・掲示

〔介護保険サービスの質の向上に係る利用目的〕

⑩当事業所の管理運営業務のうち

- (1) 学会、研究会等での事例研究発表等